

# 高知くらしの護身術

313

## ファンドトラブル

### 契約当事者は高齢者が9割

(2014年2月19日掲載原稿)

投資をめぐるトラブルは、後を絶ちません。近年は、いわゆるファンドへの出資に関するトラブルが増加しており、中でも「プロ向けファンド」に関するトラブルについて、国民生活センターが注意喚起を行っています。平成24年度は全国で1,518件の相談が寄せられ、3年前に当たる21年度の約10倍に上りました。契約当事者は、60歳代以上の高齢者層が9割を占めています。

「プロ向けファンド」とは、プロの投資家向けに販売・運用が行われる、ハイリスクで複雑な商品です。制度上、証券会社などのプロの投資家が1人でも投資していれば、一定人数の一般投資家を勧誘できるため、知識や経験の乏しい高齢者などの販売され、トラブルになる場合があります。

例えば、「突然の電話で、認知症気味の高齢者がプロ向けファンドを勧められた」「金融庁に届け出をしているので悪質業者ではない、と言って勧誘された」などの事例です。

トラブルから身を守るためにも、取引内容が理解できないときは契約してはいけません。「必ずもうかる」「元本保証」などと法律に反する勧誘をする事業者とは絶対に契約しないようにしましょう。また、金融庁（財務局）に届け出ているから、あるいはプロの投資家が出資しているからといって、信用が保証されているわけではありません。中には、届け出業者と別の事業者を名乗り、「代わりに買って」「名義を貸して」「あなたの名前で買った」などと持ちかけてくる場合もありますが、相手にせずすぐに電話を切りましょう。

少しでも疑問や不安を感じたときは、消費生活センターに相談してください。